

知的財産推進計画2011の進捗状況ーデジタル化・ネットワーク化関係ー

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年10月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定
<b>3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略</b>										
「知財計画2011」本文記載の施策										
99		電子出版に関し、出版者の権利の在り方の検討も含め、著作者と出版者間の契約の促進を支援する。 (短期)	文部科学省	出版者の権利の在り方について「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において検討を行い、一定の結論。	左記結論に基づき、必要な措置を実施。				文化庁の検討会「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において、「出版者への権利付与に関する事項」の検討に着手(平成23年6月開催の第9回から)。	本年度中に「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において検討を進め、「出版者への権利付与に関する事項」について一定の結論を得る。
			経済産業省	実証実験により、電子出版物の契約円滑化モデルを開発し、その利用を促進。					電子出版物等の契約円滑化を図るため、国内外のコンテンツ配信に関連する制度、ビジネスモデル等を整理。	コンテンツ配信プラットフォームに関する実証実験を行い、海外向け配信ビジネスで必要となる様々な要素の検証と課題の抽出を行う。
100	電子書籍の市場整備の加速化	様々な端末・プラットフォームで電子書籍が利用可能となるよう、日本語の縦書きやルビに対応した、中間ファイル・フォーマットを策定し、その普及を図るとともに、中小企業の対応を支援する。 (短期)	総務省	新ICT活用サービス創出支援事業(電子出版の環境整備)により策定した様々な端末・プラットフォームで電子書籍が利用可能となる中間ファイル・フォーマットについて普及展開を推進。					・本年5月、新ICT活用サービス創出支援事業(電子書籍交換フォーマット標準化プロジェクト)に関する成果報告を公表。また、同年6月に事業評価会を開催し、民間有識者に事業成果の評価及び普及展開にあたっての意見聴取し、その結果を公表。 ・検討会議の参加等を通じ、関係省庁と連携し、取組に協力・支援。	関係会議への出席、情報収集等引き続き関係者との連携を図る。
			経済産業省	電子出版ファイルフォーマット(中間(交換)フォーマット)の普及促進のため、中小企業に対する支援として、フォーマット運用ガイドライン案の策定及び検証を実施。					印刷会社等に対し電子書籍作成業務に関するアンケート調査を行い、交換フォーマット運用ガイドライン案を策定。	本年11月より、印刷会社等による評価実験を行い、交換フォーマット運用ガイドラインの実効性を検証。また、交換フォーマット、運用ガイドラインの普及促進を図るため、出版社、印刷会社等を対象としたセミナーを開催。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年10月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定
101	電子書籍の市場整備の加速化	海外のフォーラム標準である最終フォーマットについて、アジアを中心とする各国と連携して、縦書きやルビを含む日本語対応を可能とする。(短期)	総務省	海外のフォーラム標準(IDPFのEPUBやW3C)の改訂に際し、各国にも働きかけながら、縦書き・ルビといった日本語組版仕様を反映。					<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年5月新ICT活用サービス創出支援事業(EPUB日本語拡張仕様策定)に関する成果報告を公表。また、同年6月に事業評価会を開催し、民間有識者に事業成果の評価及び普及展開にあたっての意見聴取し、その結果を公表。</li> <li>・W3Cでの標準化においては、本年6月に日本でフォーラムを開催し、国内の出版・印刷等の業界関係者側の要望を整理し、提案を実施。</li> <li>・本年10月11日、IDPFにおいて、W3Cにおける縦書きレイアウトの基本機能に関する仕様と新ICT活用サービス創出支援事業(EPUB日本語拡張仕様策定)の成果を参照・反映したEPUB3.0が最終確定。</li> </ul>	関係会議への出席、情報収集等引き続き関係者との連携を図る。
			経済産業省	日本語に対応した最終フォーマットについて関係業界に周知。					最終フォーマットについて、各所で説明等を行う等、周知活動を行った。	引き続き、周知活動を行う。
103	知的資産のアーカイブ化とその活用促進	我が国の知的インフラ整備の観点から、国立国会図書館が有する過去の紙媒体の出版物のデジタル・アーカイブの活用を推進する。具体的には、民間ビジネスへの圧迫を避けつつ、公立図書館による館内閲覧や、インターネットを通じた外部への提供を進めるため、関係者の合意によるルール設定といった取組を支援する。(短期)	文部科学省	「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において検討を行い、一定の結論。	左記結論に基づき、必要な措置を実施。			本年8月に文化庁の検討会議「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において、「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」について取りまとめた。	左記の取りまとめを踏まえ、制度改正を含めた必要な対応を図る。	
			経済産業省	関係府省と連携しつつ、関係者の合意によるルール設定の取組を支援。				検討会議の参加等を通じ、関係省庁と連携し、取組に協力・支援。	引き続き、関係省庁と連携し、取組を支援する。	
			総務省	関係府省と連携しつつ、関係者の合意によるルール設定の取組を支援。また、策定した公立図書館における電子書籍の利活用を促すガイドラインの普及・展開を推進。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年5月新ICT活用サービス創出支援事業(図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト)に関する成果報告を公表。また、同年6月に事業評価会を開催し、民間有識者に事業成果の評価及び普及展開にあたっての意見聴取し、その結果を公表。</li> <li>・検討会議の参加等を通じ、関係省庁と連携し、取組に協力・支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係会議への出席、情報収集等、引き続き関係者との連携を図るとともに、関係省庁と連携し、取組を推進。</li> </ul>	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年10月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定
104		国立国会図書館への電子納本を可能にするため、例えば、電子書籍として市場で配信されたものは、館内閲覧に限るといったルール設定の検討をはじめとした取組を支援する。 (短期)	文部科学省	図書館関係者と著作者、出版者との協議により、電子納本された出版物の利用に係る適切なルール設定が行われるよう支援。					国会図書館や関係府省との間において、電子納本制度に係る検討の進捗状況等について情報共有等の連携を図った。	引き続き、国会図書館や関係府省との連携を図りつつ、必要に応じて対応を図る。
			経済産業省	関係府省と連携しつつ、関係者の合意によるルール設定の取組を支援。					検討会議の参加等を通じ、関係省庁と連携し、取組に協力・支援。	引き続き、関係省庁と連携し、取組を支援。
			総務省						検討会議の参加等を通じ、関係省庁と連携し、取組に協力・支援。	引き続き、関係省庁と連携し、取組を支援。
105	知的資産のアーカイブ化とその活用促進	NHKオンデマンドをはじめとしたインターネットを通じた放送番組の配信に関する財源の在り方の検討を含め、NHKの番組資産の活用を促進する。また、民間の放送番組については、そのアーカイブの一層の拡充に向けた取組を支援する。 (短期)	総務省	NHK放送番組のインターネット配信に伴う課題を整理し、2011年11月を目途にNHKが行う番組資産の活用促進に向けた見直しを促進。	NHKIによる見直しを踏まえ、必要な措置を実施。			NHKIによる見直しに向けた検討をフォロー。	NHKIによる検討結果を踏まえ、必要に応じて所要の措置を講ずる。	
				民間の放送番組のアーカイブの拡充について、取り組むべき課題に関する関係者によるコンセンサスの形成を促すとともに、必要な支援策をとりまとめ、順次措置を実施。				関係者によるコンセンサスの形成の促進に向けた関係機関への働きかけを実施。	民間の放送番組のアーカイブの拡充について必要な支援策をとりまとめ、順次措置を実施。	
106		マンガ、アニメ、映画、図書といった様々なコンテンツのアーカイブの活用を促進するため、各機関におけるアーカイブ充実のための支援を行う。また、諸外国のアーカイブとの連携も視野に入れつつ、各アーカイブをネットワーク化し、一元的なデータベースを整備する。 (短期・中期)	文部科学省	メディア芸術に関し、作品に関する情報のデータベースを整備し、アーカイブ間の連携を推進。		一元的にアクセス可能なデータベースの充実を推進。		メディア芸術作品の作品情報・所在情報等に関するデータ等を収集するとともに、データベースのプロトタイプを開発し、データベースシステム(一部デジタルデータを含む)の整備等について具体的検討を実施。	平成24年度概算要求について、「メディア芸術デジタルアーカイブ事業」を継続して実施するために必要な予算を要求。引き続き、メディア芸術作品の作品情報・所在情報等に関するデータベースシステム(一部デジタルデータを含む)の整備等を推進。	
			総務省	公文書、図書、美術品といった知のデジタルアーカイブの電子共有・利用を進めるための技術的課題に関する指針を策定。				図書館、美術館、博物館、公文書館等関係者を構成員とする総務省の研究会「知のデジタルアーカイブに関する研究会」において検討中。	本年度末までに、デジタルアーカイブの電子共有・利用を進めるための技術的課題に関する指針を策定。	
107		国立国会図書館の書籍や、放送番組をはじめとした様々なアーカイブの活用のため、一定期間を経過した著作物に関し、一層円滑な権利処理を促進する。 (短期)	文部科学省	権利者不明な場合の文化庁長官の裁定による利用促進を行う。また、円滑な権利処理が図られるよう、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう支援。また、国立国会図書館の書籍については、一定期間を経た著作物利用促進の観点から必要な措置を検討し、実施。				・放送事業者による過去の放送番組利用のため、関係者間のルール形成に取り組み、権利者不明の場合の文化庁長官裁定の利用促進を図った。 ・国立国会図書館の書籍を含めた「出版物の権利処理の円滑化に関する事項」について、文化庁の検討会議「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において議論の整理を行った。	・引き続き、分野毎のルール形成促進のための協議を促すとともに、権利者不明の場合の文化庁長官裁定による利用促進に取組む。 ・国立国会図書館の書籍を含めた「出版物の権利処理の円滑化に関する事項」については、本年度中に「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において一定の結論を得る。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年10月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定
108	クラウド型サービスの環境整備	我が国におけるコンテンツのクラウド型サービスの環境整備を図るため、法的リスクの解消も含め、著作権制度上の課題について整理し、必要な措置を講ずる。 (短期)	文部科学省	クラウド型サービスの著作権法上の位置付けや課題に関し、調査・分析を実施し、その結果を踏まえ、必要な措置を実施。					本年7月より文化庁による委託調査「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究」を実施し、現在までに調査研究会を4回開催。	本年中に、左記の調査研究に係る報告書を取りまとめる。
111	インターネット上の著作権侵害の抑止	インターネット上でグローバルに流通する著作権侵害コンテンツを抑止する観点から、正当な権利者に関する情報を共有する仕組みを構築するため、国際的枠組での検討を進める。 (短期)	文部科学省	海賊版による著作権侵害発生国における法整備、取締り強化を要請するため、著作権担当部局と定期的に協議を実施。また、WIPOとの協力事業をはじめとした国際的枠組において情報交換を実施。					<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年9月に日韓間での著作権分野での協力・連携関係強化のため、文部科学省と韓国文化体育観光部の間で覚書を交換。</li> <li>・本年9月に中国国家版權局との間で、覚書に基づく日中著作権会議を開催し、著作権分野に係る情報・意見交換を行った。</li> <li>・本年10月にWIPOに協力し、アジア地域から19ヶ国が参加した「著作権・著作隣接権に係るWIPOアジア地域会合」を開催し、著作権・著作隣接権に関する政策・戦略について情報・意見交換を行った。</li> <li>・2011年10月の第3回日中知的財産権WGに参加し、インターネット上の著作権侵害対策の強化を要請。</li> </ul>	韓国文化体育観光部との間で、覚書に基づく日韓著作権会議を開催。
			経済産業省	「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」といった場を活用し、著作権侵害関連の情報交換を日中韓のコンテンツ担当局で密接に実施。					本年4月にCODA(一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構)が著作権侵害対策に係る覚書を締結。	韓国著作権団体連合会(KOFOCOとの)更なる連携体制を強化。中国とは、連携体制の構築を模索。
112		著作権侵害が特に多発する海外のサイトに関し、民間企業の自主的な措置も含め、総合的な対策を検討し、結論を得る。 (短期)	総務省	ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムに関する実証実験を実施。海外のサイトに関し、民間企業の自主的な措置も含め、総合的な対策を推進。					本年9月にコンテンツの不正流通防止に向けた効率的・効果的なシステムに関する実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施。	権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等の関係者からなる連絡会においてインターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について検討を実施するとともに、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験を実施し、その結果を取りまとめる。
			文部科学省	WIPOとの協力事業や文化審議会著作権分科会国際小委員会といった場を通じた国内外の情報収集や必要な対策の取りまとめを実施。					本年10月にWIPOに協力し、アジア地域から19ヶ国が参加した「著作権・著作隣接権に係るWIPOアジア地域会合」を開催し(東京)、著作権・著作隣接権に関する政策・戦略について情報・意見交換を行った。	文化審議会著作権分科会国際小委員会を開催し、国内の権利者団体等から情報収集を行う。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年10月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定
112		著作権侵害が特に多発する海外のサイトに関し、民間企業の自主的な措置も含め、総合的な対策を検討し、結論を得る。 (短期)	経済産業省		関係府省と連携し、中国といった国々の当局に対し、著作権侵害が特に多発する海外のサイトの取組強化を求めるとともに、自動検知システムの精度向上、検知範囲の拡大といった実効性向上に向けた実証事業を活用し、自動検知システムの普及による民間企業による自主的対策を促進。				・インターネット上の違法映像コンテンツの削除要請に係る実証実験を、中国の8動画共有サイト及び韓国1動画共有サイトに対して実施。また、インターネット上の違法出版コンテンツの削除要請に係る実証実験を中国の2ポータルサイトにおいて実施。 ・第3回日中知的財産権ワーキング・グループ(本年10月)の場で、関係府省と連携し、インターネット上の著作権侵害対策の強化等を要請。	・引き続き、動画共有サイト及びポータルサイト等に対して、削除要請に係る実証実験を実施。 ・インターネット上の違法コンテンツ自動検知システムについて、新たに出版コンテンツを対象としたシステムの技術検証を実施。
113	インターネット上の著作権侵害の抑止	二国間政府協議や知的財産保護官民合同代表団(政府と国際知的財産保護フォーラム(IPPF)により構成)の派遣を通じ、侵害発生国に対して著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかける。また、海外のプロバイダーに対し、著作権侵害コンテンツを削除させるため、民間企業による一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の活用を促進する。 (短期)	経済産業省	各産業界からの要望を踏まえ、日中知的財産権ワーキング・グループ、模倣品事務ワーキング・グループの場や知的財産保護官民合同代表団の派遣を通じ、模倣品・海賊版知財侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし以後働きかけ。二国間協議を通じた侵害発生国・地域に対する侵害対策の働きかけにより、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)を窓口とした海外のプロバイダーに対する著作権侵害コンテンツ削除の強化を実施。				・第2回インターネット知的財産権保護シンポジウム(本年8月、北京)の場で、インターネット上の著作権侵害対策の強化等を要請。また、CODAと中国の4動画投稿サイトとが、違法コンテンツの削除対応を一層推進する旨の覚書き締結を支援。 ・本年10月、第3回日中知的財産権ワーキング・グループを神戸で開催し、インターネット上の模倣品・海賊版問題、執行当局の取締り強化、知的財産権関連法の執行・運用の徹底等について、日本側より提案等を行うとともに、著作権分野における協力推進について認識の共有を図った。	本年11月、第9回知的財産保護官民合同訪中代表団実務レベルを北京に派遣。2012年1月、第2回模倣品事務ワーキング・グループを開催し、中国政府機関に対して、知財保護強化に関する具体的な要請・提案を行う。	
			文部科学省	中国、韓国との二国間協議を実施。知的財産保護官民合同訪中代表団への参加。一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)による共同権利執行や侵害発生国の法制研究に関する活動を支援。				・本年4月の知的財産保護官民合同訪中代表団(広州)に参加し、著作権侵害コンテンツ対策の強化を要請。 ・本年8月の第2回日中インターネット知的財産権保護シンポジウム(北京)に参加し、著作権分野での引き続きの協力を要請。 ・本年9月に日韓間での著作権分野での協力・連携関係強化のため、文部科学省と韓国文化体育観光部の間で覚書きを交換。 ・本年9月に中国国家版權局との間で、覚書きに基づく日中著作権会議を開催し、著作権分野に係る情報・意見交換を行った。 ・本年10月の第3回日中知的財産権WG(神戸)に参加し、インターネット上の著作権侵害対策の強化を要請。 ・CODAが開催する各種研究会に参加し、情報を提供・収集。	・本年11月、知的財産保護官民合同訪中実務レベルミッション(北京)に参加。 ・CODAが開催する各種研究会に参加し、情報を提供・収集。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年10月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定
113	インターネット上の著作権侵害の抑止	二国間政府協議や知的財産保護官民合同代表団(政府と国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)により構成)の派遣を通じ、侵害発生国に対して著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかける。また、海外のプロバイダーに対し、著作権侵害コンテンツを削除させるため、民間企業による一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の活用を促進する。(短期)	外務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域と様々な下記の協議の場を通じ、関係府省で連携しつつ、著作権侵害コンテンツ対策の強化に向けた要請や協力を実施し、世界における我が国の著作権侵害状況を改善。 - 日中ハイレベル経済対話 - 日中経済パートナーシップ協議 - 日韓ハイレベル経済協議 - 日韓経済局長協議					日中経済パートナーシップ協議にて著作権の適切な保護強化等を要請	日中ハイレベル経済対話、日韓ハイレベル経済協議等を通じ、引き続き著作権侵害コンテンツ対策の強化に向けた要請や協力を実施。
			総務省	二国間協議を通じて侵害発生国・地域に対して著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかけ。知的財産保護官民合同代表団、日中知的財産権ワーキング・グループへの参加を通じて著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかけ。					本年10月までは該当する二国間政府協議での対応事例はないが、今後開催される二国間協議を通じて侵害発生国・地域に対して著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかける。	二国間協議を通じて侵害発生国・地域に対して著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかける。
「知財計画2010」からの施策										
127	プロバイダによる侵害対策措置の促進(短期・中期)	プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置(例えば、警告メールの転送や技術的手段を用いた検知)を図る実効的な仕組みを2010年度中に構築する。併せて、現行のプロバイダ責任制限法の検証を図った上で、実効性を担保するための制度改正の必要性について検討し、2010年度中に結論を得る。さらに、それらの取組の進捗状況を踏まえて、必要な措置を講じる。	総務省	プロバイダと権利者による協働体制の促進を図るため、ガイドラインの改定も含め、関係者によるコンセンサスを図り、技術的手段を用いた検出・削除や警告メールの転送や発信者情報開示の迅速化に関する自主的な対策を促進。					・プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置を図る仕組みの構築に当たり支援を行った。また、プロバイダ責任制限法の関係ガイドラインの改定に当たり、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会などに対し支援を行った。 ・本年9月にコンテンツの不正流通防止に向けた効率的・効果的なシステムに関する実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施。	・ガイドライン改定後の状況を注視。 ・権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等の関係者からなる連絡会において関係者による協働の促進策について検討を実施するとともに、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験を実施し、その結果を取りまとめる。
				プロバイダ責任制限法の検証結果を踏まえ、必要な取組を実施。					プロバイダ責任制限法の検証を図った上で、制度改正の必要性についての検討を受け、本年9月にプロバイダ責任制限法の省令を改正。	省令改正後の状況を注視。
				ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施(検知・削除要請システムの実用化に向けた改良)。関係者の協働によりネットワーク上のコンテンツの不正流通対策を行う共同検知センターを設立。					本年9月にコンテンツの不正流通防止に向けた効率的・効果的なシステムに関する実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施。	権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等の関係者からなる連絡会においてインターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について検討を実施するとともに、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験を実施し、その結果を取りまとめる。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年10月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定
132	著作権制度上の課題の総合的な検討(中期)	デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題(保護期間、補償金制度の在り方を含む)について総合的な検討を行い、検討の結果、措置を講じることが可能なものから順次実施しつつ、2012年までに結論を得る。	文部科学省	補償金制度については、コンテンツ利用の利便性向上とクリエイターの権利保護のバランスについて、経済産業省と文部科学省による検討会において、関係者の合意形成に向けた検討を推進。当該検討会の結果を踏まえ、補償金制度の見直しに関する関係者の合意形成を目指す。利害関係者間で一定の合意が得られれば文化審議会著作権分科会での検討を開始し、結論が得られ次第必要な制度改正案をとりまとめ。このほかのデジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の諸課題については、文化審議会著作権分科会において順次検討を行い、その結果措置を講じることが可能なものから実施。					補償金制度については、経済産業省と文部科学省による検討会を設け、有識者からヒアリングを行うなど、関係者の合意形成に向けた取組を行った。	・補償金制度については、引き続き、関係者の合意形成に向けて検討を行う。 ・デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上のその他の課題についても、時宜に応じた検討を行う。
133	著作権制度上の課題の総合的な検討(短期)	42の著作権制度の総合的な検討のうち、権利制限の一般規定について、これまでの検討結果を踏まえ、2010年度中に法制度整備のための具体的な案をまとめ、導入のために必要な措置を早急に講ずる。	文部科学省	著作権分科会報告を踏まえ、権利制限の一般規定の導入のための措置を実施。また、今後必要な措置について、更に検討。				本年1月に開催された文化審議会著作権分科会において取りまとめられた権利制限の一般規定の導入に関する報告書を踏まえ、速やかに法制化に向けて取り組んでいる。	引き続き、著作権分科会報告書を踏まえ、速やかに法制化に向けて取組む。	
134	著作権制度上の課題の総合的な検討(短期)	42の著作権制度の総合的な検討のうち、著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、2010年度中に差止請求の範囲の明確化を含め、その要件化に関する一定の結論を得て、必要な措置を早急に講ずる。	文部科学省	文化審議会著作権分科会における検討を進め、同分科会における検討結果を踏まえ、制度改正案のとりまとめといった必要な措置を実施。				文化審議会著作権分科会法制問題小委員会のもとに司法救済ワーキングチームを設置し、制度設計案等の検討を行っており、本年度は現在までに6回(通算47回)開催。	文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチームにおいて、引き続き検討を行う。	